

申告書作成「消費税」

CONTENTS

第1章 申告書の提出

テーマ0 テキストの構成	2
■テキストの構成を知る！	
テーマ1 確定申告書と付表の関係	4
■付表は控除対象仕入税額の計算の明細書！	
テーマ2 確定申告書の記載方法	24
■国税と地方消費税の関係は！	
テーマ3 確定申告書の提出期限	42
■消費税は期限までに納付する！	
テーマ4 中間申告書	46
■中間申告書の原則は前期実績方式！	
テーマ5 経理方法等	52
■税込経理は損益に影響する！	

第2章 届出書の提出

テーマ1 消費税の届出書	60
■期日までに届出書を提出する！	
テーマ2 課税事業者の選択	78
■還付になる場合には課税事業者を選択！	
テーマ3 課税期間の短縮・変更	94
■輸出業者等は課税期間を短縮！	
テーマ4 課税売上割合に準ずる割合	106
■準ずる割合は承認申請が必要！	
テーマ5 納税義務の判定方法	114
■基準期間における課税売上高等の計算は！	

第3章 課税の対象

テーマ1 課税対象取引	126
■消費税の対象取引は買物行為！	
テーマ2 課税取引・非課税取引	142
■課税取引は無限・非課税取引は限定列挙！	
テーマ3 課税標準	158
■課税標準は課税取引が前提！	
テーマ4 免税取引（輸出取引）	168
■輸出品等消費税は課税されない！	

第4章 その他の税額控除

テーマ1 売上返還等 176

■売上げのマイナスは申告書で控除！

テーマ2 貸倒れ等 182

■売上代金の貸倒れは申告書で控除！

第5章 控除対象仕入税額（原則課税）

テーマ1 仕入税額控除の時期 190

■仕入に係る消費税は買い物の都度控除！

テーマ2 課税仕入れ等の判定 194

■課税仕入れ等の確定が重要！

テーマ3 課税売上割合 206

■非課税売上高が大きいときは要注意！

テーマ4 棚卸資産の調整 230

■前期免税事業者等是要注意！

テーマ5 仕入返還等 236

■仕入れのマイナスは申告書で加算！

テーマ6 帳簿等の保存 240

■原則課税は帳簿等の保存が必要！

第6章 控除対象仕入税額（簡易課税）

テーマ1 簡易課税制度の選択 244

■計算が煩雑な場合等には簡易課税を選択！

テーマ2 みなし仕入率 256

■みなし仕入率を研究する！

テーマ3 2以上の事業を営む場合 274

■2種類以上の事業を営む場合のみなし仕入率！

第7章 リバースチャージ制度

テーマ1 平成27年度改正点① 288

■電気通信利用役務の提供！

テーマ2 平成27年度改正点② 294

■国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供！

テーマ3 平成27年度改正点③ 296

■リバースチャージ等のまとめ！

第8章 軽減税率制度

テーマ1 軽減税率制度 306

■軽減対象は「飲食料品の譲渡」と「新聞の譲渡」！

テーマ2 計算方法 318

■税率ごとに区分して計算！

第9章 税率に関する経過措置

テーマ1 経過措置とは 346

■要件を満たせば強制適用！

テーマ2 経過措置規定 350

■適用期日に注意！

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては，令和3年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

第1章 申告書の提出

0

テキストの構成

テキストの構成を知る！

Theme

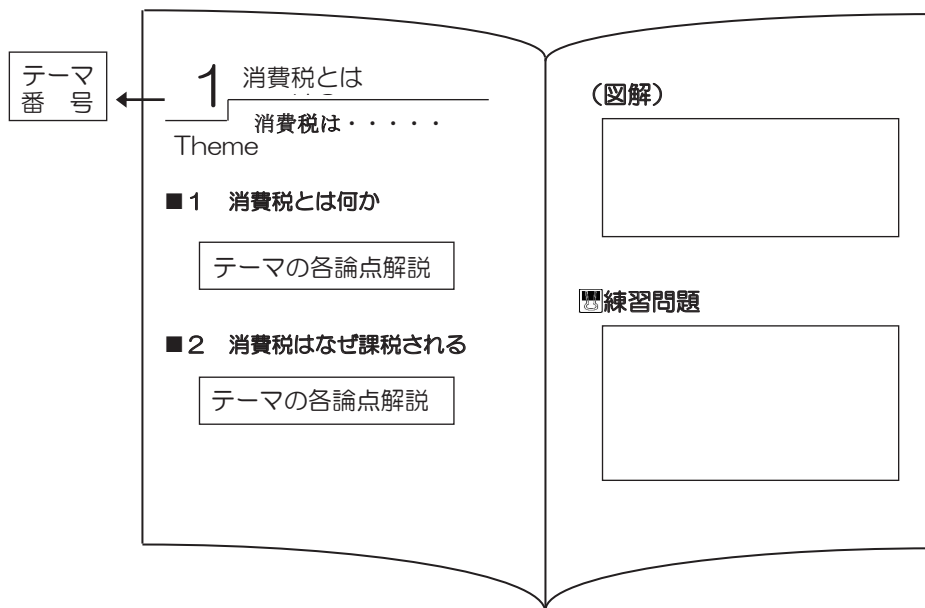
■1 消費税実務トレーニングの学習を始めるにあたって

消費税は、日々の仕訳と密着している税法科目です。

また、消費税の届出書は基本的に前課税期間末までに行わなければならないこととされており、届出のタイミングに注意を要するのが特徴です。

本講座では、実務的にも重要な消費税を解説し、実践力を養成します。

📖 レジューメの構成



1

確定申告書と付表の関係

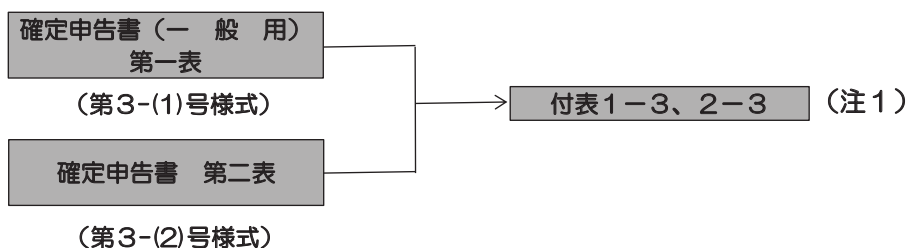
付表は税率別消費税額及び控除対象仕入税額等の計算表！

Theme

■ 1 付表の提出

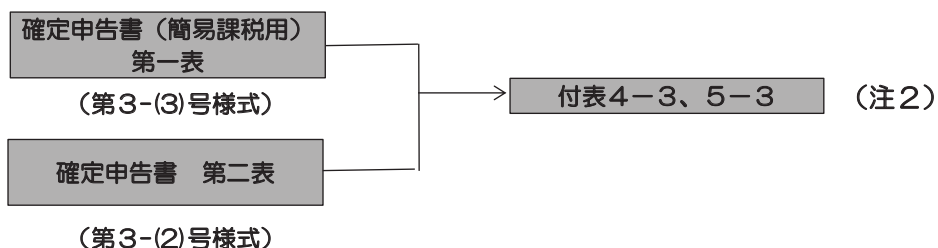
消費税の確定申告書には、付表の提出が義務付けられています。付表は税率別消費税額計算表及び控除対象仕入税額等の計算表のことで、控除対象仕入税額の方法が、原則課税か簡易課税かに応じて次のように区分されます。

(1) 原則課税による場合



(注1) 旧税率の適用がある場合には、付表1-1、1-2及び付表2-1、2-2を使用します

(2) 簡易課税による場合



(注2) 旧税率の適用がある場合には、付表4-1、4-2及び付表5-1、5-2を使用します

■2 一般用

(1) 確定申告書（第一表）

第3-(1)号様式

令和 4年 5月 20日	神戸	税務署長殿
納税地 東京都千代田区神田三崎町3-3-0 (電話番号 03-3518-6779)		
(フリガナ) タツカズエスエスダイシス		
法人名 TAC株式会社		
法人番号		
(フリガナ) タツカズエスエス		
代表者氏名 和田 一郎		

※	一連番号	翌年以降 送付不要	法人用
税務署	申告年月日	令和 年 月 日	
税務署	申告区分	指導等 庁指定 局指定	
税務署	通信日付印	確認印	
税務署	年 月 日		
税務署	指導 年 月 日	相談 区分1 区分2 区分3	
税務署	令和 年 月 日		

自 平成 03年04月01日
至 令和 04年03月31日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日)
(の場合の)
(対象期間 至 令和 年 月 日)

第一表
令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算												
課税標準額	①											03
消費税額	②											06
控除過大調整税額	③											07
控除	④											08
返還等対価に係る税額	⑤											09
貨物に係る税額	⑥											10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦											11
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧											12
差引税額(②+③-⑦)	⑨											13
中間納付税額	⑩											14
納付税額(⑩-⑨)	⑪											15
中間納付還付税額(⑨-⑩)	⑫											16
この申告書が修正申告である場合	⑬											17
既確定税額	⑭											18
差引納付税額	⑮											19
課税売上割合	⑯											20
課税資産の譲渡等の対価の額	⑰											21
資産の譲渡等の対価の額	⑱											22
この申告書による地方消費税の税額の計算												
地方消費税の課税標準額	⑲											23
差引税額	⑳											24
課税標準額	㉑											25
納付税額	㉒											26
中間納付課税割額	㉓											27
納付課税割額(㉒-㉓)	㉔											28
中間納付還付課税割額(㉓-㉔)	㉕											29
この申告書が修正申告である場合	㉖											30
既確定額	㉗											31
差引納付課税割額	㉘											32
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉙											33

付記事項	制賦基準の適用	☒	有	☒	無	31
延払基準等の適用	☒	有	☒	無	32	
工事進行基準の適用	☒	有	☒	無	33	
現金主義会計の適用	☒	有	☒	無	34	
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☒	有	☒	無	35	
控除算税額の法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	☒	個別対応方式	一括比例配分方式	41	
上記以外	☒	全額控除				
基準期間の課税売上高	120,000千円					
還付を受ける場合	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
預金口座番号						
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-					
郵便局名等						
※税務署整理欄						
税理士署名押印	(電話番号)					
☒	税理士法第30条の書面提出有					
☒	税理士法第33条の2の書面提出有					

第1章 申告書の提出

(2) 確定申告書（第二表）

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

納税地	東京都千代田区神田三崎町3-3-0 (電話番号 03-3518-6779)
(フリガナ)	タックカブシキカイシャ
法人名	TAC株式会社
(フリガナ)	フダイチユウ
代表者氏名	和田 一郎

G K 0 6 0 1

整理番号	00445699	法人用
改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38② 52
小売等軽減売上割合	☐	附則39① 53

第二表

自 平成 03 年 04 月 01 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書
至 令和 04 年 03 月 31 日
(中間申告 自 平成 年 月 日) 令和元年十月一日以後終了課税期間分
(対象期間 至 令和 年 月 日)

課税標準額	①	1000000000000	01
課税資産の譲渡等対価の額の合計額	②		02
	③		03
	④		04
	⑤		05
	⑥	100000000000	06
	⑦	100000000000	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)	⑧		11
	⑨		12
	⑩		13
消費税額	⑪	78000000	21
⑪の内訳	⑫		22
	⑬		23
	⑭		24
	⑮		25
	⑯	78000000	26
返還等対価に係る税額	⑰		31
売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲		33
地方消費税の課税標準となる消費税額(注2)	⑳	2561500	41
	㉑		42
	㉒		43
	㉓	2561500	44

(3) 付表1-3

第4(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課税期間		令和 3. 4. 1～令和 4. 3.31	氏名又は名称	T A C株式会社	
区 分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合 計 C (A+B)	
課 税 標 準 額		円	円	円	
①			100,000,000	100,000,000	
課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	
	1		100,000,000	100,000,000	
	①	※①の欄は、譲渡等に係る消費税額、及び課税仕入に係る消費税額を記載する。	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	
	2				
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額					
消 費 税 額		②	7,800,000	7,800,000	
控 除 過 大 税 額		③			
控 除 対 象 仕 入 税 額	④	④付2-3の②A欄の合計金額	④付2-3の②B欄の合計金額	※第一表の④欄へ	
	5		5,238,480	5,238,480	
	⑤				
	1				
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	※⑤の欄は、課税資産の譲渡等に係る消費税額、及び課税仕入れに係る消費税額を記載する。		※第二表の⑤欄へ	
	2				
	⑥			※第一表の⑥欄へ	
	6				
貸 倒 れ に 係 る 税 額		⑦		※第一表の⑦欄へ	
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)		⑦	5,238,480	5,238,480	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧		※第一表の⑧欄へ	
差 引 税 額 (②+③-⑦)		⑨		2,561,500	
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩		※第一表の⑩欄へ ※マイナース11を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
	差 引 税 額 (⑨)	⑪		2,561,500	
譲 渡 付 額		⑫		⑫付2欄×22.78% ※第一表の⑫欄へ	
額 納 税 額		⑬		⑬付2欄×22.78% ※第一表の⑬欄へ	
				722,400	

注記 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(※2.4.1以後終了課税期間用)

第1章 申告書の提出

(4) 付表2-3

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

[illegible]

1	会員の人数によっては、日本本部の設置を切り替える。
2	当該支部は、修学、習志、習志した学生と入管の両者の全数がある場合、学生対面の習志等の会費を学生会制から基礎知識としての修学会費に、習志は、その分額を軽減した後の会費を習志する。

32.4 11月8日, 星期二(11)

1. 前 提

- (1) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (2) 商品は非課税とされるものではない。
- (3) 与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしている。
- (4) 当社は設立以来、課税事業者該当している。

2. 当課税期間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の資料

（収入等に関する事項）

- (1) 商品売上高 110,000,000円
- (2) 受取利息 70,000円

受取利息は、源泉税控除前の金額である。

（支出等に関する事項）

- (1) 商品仕入高 72,050,000円
- (2) 水道光熱費 726,000円
- (3) 広告宣伝費 1,100,000円
- (4) 支払保険料 240,000円
- (5) 支払利息 110,000円

（解 答）

(1) 課税売上割合

① 課税売上高

$$110,000,000円 \times 100 / 110 = 100,000,000円 \leq 500,000,000円$$

② 非課税売上高

$$70,000円$$

③ 課税売上割合

$$\frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②}} = 0.99930\cdots \geq 95\% \quad \therefore \text{全額控除する。}$$

(2) 課税仕入れ等の税額

$$72,050,000円 + 726,000円 + 1,100,000円 = 73,876,000円$$

$$73,876,000円 \times 7.8 / 110 = 5,238,480円$$

• 付表2－3の記載方法

(1) 課税売上割合の計算過程

①～⑧欄を使用します。

	項 目	
①	課税売上額（税抜き）	「分子」を構成。
②	免税売上額	
③	非課税資産の輸出金額など	
④	①＋②＋③	
⑤	上記④の金額	「分母」を構成。
⑥	非課税売上額	
⑦	⑤＋⑥	
⑧	課税売上割合（④／⑦）	

(2) 課税仕入れ等の税額の合計額（仕入れに係る消費税額）

⑨～⑮欄を使用します。個別対応方式や一括比例配分方式の基礎となる支払った消費税額などを記載します。

	項 目	
⑨	課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	「国内」での支払消費税。
⑩	課税仕入れに係る消費税額 $\left[⑨ \times \frac{7.8}{110} \right]$	
⑪	特定課税仕入れに係る支払対価の額	「特定課税仕入れ」を行った場合の支払消費税。
⑫	特定課税仕入れに係る消費税額 $\left[⑪ \times \frac{7.8}{100} \right]$	
⑬	課税貨物に係る消費税額	「税関」への支払消費税。
⑭	棚卸資産の調整金額（加算又は減算）	→ 第5章の4参照。
⑮	⑩＋⑫＋⑬±⑭	

(3) 控除対象仕入税額

①⑥～②④欄を使用します。貸倒回収に係る消費税額は②③欄で調整します。

項 目	
①⑥	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (上記①⑤の金額)
①⑦	課税売上高が5億円超、又は、課税売上割合が95%未満の場合
①⑧	①⑤のうち課税対応分
①⑨	①⑤のうち共通対応分
②①	個別対応方式
②②	一括比例配分方式
②③	調整対象固定資産の調整
②④	居住用賃貸建物の調整
②⑤	控除対象仕入税額

 練習問題

次の資料に基づき、課税売上割合を求めなさい。

1. 前 提

- (1) 当社は消費税の経理方式として税込経理方式を採用している。
- (2) 商品は非課税とされるものではない。
- (3) 与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしている。
- (4) 当社は設立以来、課税事業者に該当している。

2. 当課税期間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の資料

（収入等に関する事項）

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 商品売上高 | 110,000,000円 |
| (2) 受取利息 | 90,000円 |
| 受取利息は、源泉税控除前の金額である。 | |
| (3) 土地売却収入 | 24,870,000円 |
| (4) 株式売却収入 | 800,000円 |

（解 答）

課税売上割合

- (1) 課税売上高・免税売上高

$$110,000,000円 \times 100 / 110 = 100,000,000円$$

- (2) 非課税売上高

$$90,000円 + 24,870,000円 + 800,000円 \times 5\% = 25,000,000円$$

- (3) 課税売上割合

$$\frac{(1)}{(1) + (2)} = 80\%$$